

函館市職員退職手当条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 1 4 日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第 6 号

函館市職員退職手当条例の一部を改正する条例

函館市職員退職手当条例（昭和 5 9 年函館市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 1 1 項第 4 号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第 1 4 項各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第 5 6 条の 3 第 1 項第 1 号に該当する者に係る就業促進手当について同条第 4 項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第 1 2 項中「附則別表第 1」を「附則別表」に改める。

附則第 1 3 項中「第 3 5 条」を「第 3 5 条の 2」に改める。

附則第 1 6 項中「令和 7 年 3 月 3 1 日」を「令和 9 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 1 2 項および第 1 3 項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第 1 3 条第 1 1 項（第 4 号に係る部分に限り、同条第 1 5 項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した函館市職員退職手当条例第 2 条第 1 項に規定する職員（同条第 2 項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であってこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給について

は，なお従前の例による。